

屋外広告物の事故防止への協力をお願い

～屋外広告物には管理・点検義務があります！～

屋外広告物の設置には、広告物設置に関する法令を遵守する必要があります。本市登録の屋外広告業者や屋外広告物の設置者の皆様には、屋外広告物の設置後も安全管理のために、施工方法や法令を意識してもらわなければなりません。



屋外広告物の安心・安全のカギを握るのは、屋外広告業者の皆様です！

看板落下事故を防ぐために・・・

屋外広告物の設置者と管理者には、管理・点検義務があります！

許可が不要な屋外広告物(2㎡以下の自家用屋外広告物等)でも**管理・点検する義務**があります。ひとたび事故が起こった場合、**設置者のみならず管理者も責任を問われる**ことがあります。長年、皆様が積み重ねてきた信頼にも影響をあたえます。

京都市屋外広告物等に関する条例(以下、「条例」という。)

第4条 何人も、次の各号に掲げる屋外広告物又は掲出物件を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 汚損、退色、はく離又は破損により都市の景観に著しい悪影響を及ぼすもの
- (2) 破損、落下、倒壊等により公衆に危害を及ぼすおそれがあるもの

第13条 屋外広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置している者、管理者又は屋外広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者は、当該屋外広告物又は掲出物件に関し、補修、除却その他必要な管理を行い、常に良好な状態に保持しなければならない。

第13条の2 屋外広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置している者、管理者又は屋外広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者は、当該屋外広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検を行わなければならない。ただし、別に定める屋外広告物又は掲出物件については、この限りでない。

ポイント1

屋外広告物の設置者に維持管理の重要性をアピールしましょう

屋外広告物の管理・点検義務がある設置者や管理者は、万一事故が起これば、会社やお店の信用を落とすとともに、賠償責任を問われることがあります。

屋外広告物の設置者は、費用の負担を気にするかもしれませんが、早期発見・早期対応が、長い目でみれば維持コストの軽減と事故の防止につながることを説明しましょう。

屋外広告物の設置時から、耐久性の高い素材や点検が楽なものにすることも有効です。

ポイント2

適切な時期に必要なメンテナンスをアドバイス

屋外広告物は、雨や風、強い日差しなどにさらされているので、設置環境によって耐用年数は変わります。また、見えない部分で腐食が進んでいることも多く、**目視点検だけではわからない**こともあります。

屋外広告業者の皆様が手掛けた屋外広告物は、許可更新手続き時に安全点検を行うなど、設置後も適切な時期に必要なメンテナンスをするよう屋外広告物の設置者へ提案しましょう。



屋外広告物の設置にはルールがあります

ルールを守って屋外広告物を設置しましょう！

屋外広告物は、**設置できる高さ・大きさ・色彩等のルール**があり、1つの建物・区域で2㎡を超えて設置するためには、京都市長の許可が必要です。

条例で地域にあわせて基準が決められているため、設置する地域によって規制内容は異なります。

併せて道路占用許可・工作物確認・景観条例等の関係規定も守らなければなりません。

ポイント3

設置地域のルールを守った屋外広告物にしましょう



屋外広告物の設置者は、設置する地域の屋外広告物のルールを認識していないかもしれません。

市内には各地域ごとに屋外広告物のルールがあることを設置者に説明し、基準に合う高さ・大きさ・色彩等にすることで、許可が必要な屋外広告物は、必ず許可申請をすることを設置者に周知してください。

お問い合わせなど

屋外広告物の規制について、ご不明な点等がありましたら、屋外広告物の許可申請窓口である「京都市都市計画局都市景観部広告景観づくり推進課」まで気軽にお問い合わせください。

住所：〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市役所分庁舎2階

TEL：(075)222-4137

FAX：(075)251-2877

京都市 広告景観づくり

検索

【ご注意ください】

●窓口受付時間は、以下のとおりです。

午前 8時45分～午後5時30分（土日祝日・年末年始は除く。）

**広告物の事故を防止し、良好な景観を形成するため、
皆様のご協力をお願いします。**

